

県民福祉プラザ指定管理者募集要項

I 要項の趣旨

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、県民福祉プラザの管理を行わせるため、指定管理者を募集することとし、募集の実施に必要な事項を定めるものである。

II 施設の概要

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
県民福祉プラザ (以下「プラザ」という。)	青森市中央3丁目20番30号

2 設置目的

本施設は、県民の福祉に関する情報の収集及び提供を行うとともに、県民が福祉に関して研修、発表等を行い、及び集うことのできる施設の提供を行うことにより、県民の福祉の増進に資する活動を支援し、その他県民の福祉の増進を図ることを目的として設置した。

3 施設の業務

- (1) 県民の福祉に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 県民が福祉に関して研修等を行うためその施設を利用させること。
- (3) その他県民の福祉の増進上必要な業務に関すること。

4 施設の規模等 (令和8年4月1日現在)

- (1) 構造 鉄筋鉄骨コンクリート造 5階建
- (2) 敷地面積 6,844.79 m²
- (3) 総延床面積 1階3,264.07 m²、2階2,703.29 m²、3階2,651.44 m²、4階2,290.66 m²、5階1,588.85 m²、R F 294.34 m² 計12,792.65 m²
- (4) 館内施設 モデルハウスコーナー、福祉機器展示コーナー、消費生活情報提供コーナー、喫茶コーナー、多目的室(7室)、講師控室(2室)、大研修室、中研修室、小研修室、こどもルーム、調理実習室、県民ホール、県民サロン、交流スペース等
- (5) 入居団体 社会福祉法人青森県社会福祉協議会
社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団
特定非営利活動法人青森県消費者協会
公益社団法人青森県看護協会
公益財団法人青森県母子寡婦福祉連合会
公益社団法人青森県老人福祉協会
一般社団法人青森県保育連合会
社会福祉法人青森県共同募金会
公益財団法人青森県シニアクラブ連合会
公益社団法人あおもり被害者支援センター
公益社団法人青森県社会福祉士会
一般社団法人青森県介護福祉士会
公益社団法人青森県老人保健施設協会
特定非営利活動法人あおもりのちの電話

III 管理の条件

1 施設の管理方針

- (1) 関係法令、条例及び規則を遵守し、プラザの設置目的に沿った適正な管理運営を行うこと。
- (2) 県民が快適に施設等を利用できるよう、施設の設備及び物品の維持管理を適正に行うこと。

- (3) 指定管理者の業務を通じて取得した個人情報の取扱いについては、青森県個人情報保護条例に基づき適正に行うこと。

2 指定管理者が行う業務

- (1) 指定管理者が行うプラザの管理の業務は次のとおりとする（詳細は県民福祉プラザ指定管理者業務水準書（以下「業務水準書」という。）のとおり。）。
- ア 施設の利用承認に関する業務
 - イ 施設の維持管理に関する業務
 - ウ その他プラザの設置目的に合致した事業（以下「自主事業」という。）
- (2) 業務の執行は指定管理者が自ら行うことを原則とするが、部分的な業務については、県の承諾を得て専門の事業者にも再委託することができる。

3 指定期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までの予定であるが、県議会の議決を経て確定する。

4 県が指定管理者に支払う委託料

県は毎年度の予算の範囲内において、施設の管理に必要な経費を委託料として指定管理者に支払うこととし、その具体的な金額は申請時の事業計画書で提案された金額に基づき、指定管理者と県が協議の上協定で定める。

5 管理の基準等

業務水準書のとおり。

6 モニタリング

県は、指定管理者による施設の管理及び利用の状況等について点検・評価を行うものとし、その結果を公表するとともに、指定管理者に必要な指示、指導を行うものとする。

IV 申請の手続

1 応募資格

プラザの指定管理者に係る申請を行う者は、次の資格等を有すること。

- (1) 法人その他の団体であること（法人格の有無は問わないが、個人では申請できない。）。
- (2) 団体又はその代表者等が、次に該当しないこと。
- ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項に規定する者
 - エ 青森県から指名停止措置を受けている者
 - オ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定を取り消された者
 - カ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っている者
 - キ 法人税、法人事業税、法人都道府県税、法人市町村税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - ク 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその利益となる活動を行う者
 - ケ 暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあると認められる者
- (3) 県議会の議員、知事及び副知事等が経営する法人その他団体（県議会の議員、知事、副知事、指定管理者の候補者の選定に関与する県の職員、地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）、これらの者の配偶者、子及び父

- 母並びにこれらの者と生計を同じくする者が代表取締役、社長、副社長、専務取締役、常務取締役その他これらに準ずる役員等に就任している法人その他の団体)でないこと。
- (4) 青森県内に主たる事務所を有するか若しくは設置する予定であること(設置予定者にあつては、指定管理者として業務を開始する時点において事務所を有すること)。グループを構成して応募する場合は、代表団体が県内に主たる事務所を有するか若しくは設置する予定であること。

2 提出書類

- (1) 指定管理者指定申請書(別紙様式1、1-2)
- (2) 県民福祉プラザ指定管理者事業計画書(別紙様式2)
- (3) 応募資格を有していることを証する書類

IVの1応募資格の見出し符号	区分	提出書類
IVの1の(1)	法人の場合	定款、寄附行為
		登記事項証明書
	地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体の場合	地方自治法第260条の2第12項の証明書
		代表者の住民票の写し
法人でない場合	定款、寄附行為、規約その他これらに類するもの	
	代表者又は管理人の住民票の写し	
IVの1の(2)のア、イ、ウ、エ、オ、カ	全ての団体	IVの1の(2)のア、イ、ウ、エ、オ、カに該当しない旨の申立書
IVの1の(2)のキ	納税義務がある場合	納税証明書
	納税義務がない場合	納税義務がない旨を記載した申立書
IVの1の(3)	全ての団体	(3)に該当しない旨の申立書

- (4) 団体の経営の状況を示す書類
- ア 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類(直近3か年分)
- イ 申請日の属する年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
- (5) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類(法人等の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類)
- (6) 役員の名簿及び略歴を記載した書類
- (7) 現に指定管理者として管理運営を行っている施設又は指定管理者の申請を行っている施設がある場合は、当該施設の名称、所在地及び指定の期間を記載した書類

3 自主事業の実施

指定管理者は、プラザの設置目的に合致する事業で、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自ら提案した自主事業を行うことができるものとする。

- (1) 自主事業とは
- 指定管理者が施設内においてイベントや物販等を開催し、条例で定める利用料金以外の料金を入場者から徴収するなどして収入を得る事業をいう。
- (2) 自主事業の実施による収入
- 自主事業の実施により収入を得た場合は、その収入は指定管理者に帰属することとする。なお、実施に要する経費は指定管理料に含めない。
- (3) 自主事業実施の可否
- 自主事業の実施の可否は、県がプラザの設置目的に照らして判断することとし、設置目的を踏まえてふさわしくないと判断される事業の場合は、実施を承認しないものとする。
- ※施設の設置目的や特性等を勘案し、ホール・交流スペースの活用による鑑賞型や参加型

の事業の実施、または高齢者や障害者等の集いの場となる事業展開を希望。

(4) 自主事業の中止等

自主事業が、指定管理業務に支障を与えていると判断される場合は、県は自主事業の改善、中止等を命じる場合があるものとする。なお、提案する自主事業の実施を認められない場合に、申請そのものを辞退する可能性がある団体は、必ずその旨を事業計画書に示すこと。

4 事業計画書の記載内容

次の項目について、プラザの設置目的を効果的に達成し、かつ効率的に運営できることがわかる内容として提案すること。(丸数字ごとに対応させて記載すること)

(1) 管理運営の基本方針

- ① 当該施設の設置目的及び施設が求められている社会的役割並びに課題を踏まえた上で、その管理運営方針について示すこと。
- ② 申請団体の障害者や高齢者等に関する基本的な考え方及びこれまでの活動実績を示すこと。また、施設の管理運営に当たっての障害者等への配慮方法を示すこと。

(2) 組織人員

- ① 業務の組織体制について、職員数、職種、職務内容及び職歴を明らかにした上で示すこと(組織図含む)。また、組織図に示した職員を確保していない場合は、その採用、確保の方策について示すこと。
- ② 勤務体制及び勤務時間外の連絡体制について示すこと。
- ③ 提案した業務の実施、個人情報の保護及び施設・設備の保守点検等を踏まえた人材育成の方針と具体的方法(職員研修計画等)について示すこと。

(3) 必要物品の配備計画

独自に必要と判断される物品があれば、その配備計画を示すこと。

(4) 休館日、開館時間

休館日、開館時間の設定及びその考え方を示すこと。

(5) 管理運営の実施計画

- ① 施設の利用者増加を図るための具体的手法を示すこと。
- ② 管理運営に当たっての関係団体等との連携方法について示すこと。
- ③ 施設の設置目的を踏まえた上で、実施予定の業務に係る実施計画を各業務ごとに示すこと。

(6) 施設・設備の維持管理計画

- ① 施設・設備の保守点検及び維持管理(小規模修繕を含む。)の取組方針について、業務水準書に即して示すこと。
- ② 日常的な施設管理体制について示すこと。
- ③ 国や県の方針等に基づき、状況に応じた感染症対策について示すこと。

(7) 自主事業の実施計画

- ① 当該施設の設置目的及び施設が求められている社会的役割並びに課題を踏まえた上で、その実施方針について示すこと。
- ② 自主事業の実施により見込まれる効果を示すこと。
- ③ 自主事業の実施スケジュールを具体的に示すこと。
- ④ 自主事業の収支計画を具体的に示すこと。

(8) 業務の再委託

業務の一部を再委託する場合は、その委託内容、受託者の選定方法、指導体制についても示すこと。

(9) 個人情報の保護

利用者・団体等の個人情報の管理体制及び漏えい防止策について具体的に示すこと。

(10) 利用者ニーズの把握

- ① 利用者のニーズの把握方法及び利用者満足度を高める取組について示すこと。
- ② 苦情処理の対応方針、対応体制について具体的に示すこと。

(11) 利用者の安全対策

- ① 日常的な安全対策の内容と実施体制について示すこと。
- ② 地震、火災、風水害等の災害事故時における利用者保護及び応急対応を適切に行うための実施内容と体制並びに緊急連絡体制について示すこと。
- ③ 施設利用者傷害保険への加入等、損害賠償に対する取組について示すこと。

(12) 収支計画（自主事業を除く。）

- ① 施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理運営経費の縮減を図る方策について考慮の上、支出明細書に示すこと。

	令和9年度	令和10年度	令和11年度	計
人件費				
管理費				
事業費				
計				

- ② 各項目の経費の積算根拠を示すこと。なお、事業費項目については、施設の設置目的に即した各業務ごとに経費の積算根拠を具体的に示すこと。

ア 人件費

イ 管理費（保守点検費を含む。）

ウ 事業費

指定期間全体に係る委託料の金額については、次の基準額を上限とする範囲内で提案すること。なお、この基準額を超える提案は、資格審査で失格となるので十分留意すること。

基準額 135,550,000円／年平均（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

参考 人件費・管理費・事業費見込額（総額） 123,227千円

消費税及び地方消費税相当額（総額） 12,323千円

※消費税及び地方消費税相当額は10%で積算

(13) 類似施設の管理運営実績

当該施設の管理運営等に類似した業務を実施しているときは、その業務内容について示すこと。

5 グループによる応募

- (1) 複数の法人等が、それぞれの得意分野を活かして施設の管理に参加するため、グループを構成して応募（以下「グループ応募」という。）することも可能であるが、グループ応募の場合は代表団体を定めて応募すること。

この場合、代表団体はプラザの管理の主要な業務を担うものであること。

- (2) グループ応募の場合、提出書類については、全ての構成員に係るものとして提出すること。
- (3) 単独で応募した法人等は、同一の指定管理者の募集に対してグループ応募の構成員となることはできない。また、同一の指定管理者の募集に対し、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできない。
- (4) グループ応募の構成員のうちに応募資格を満たさない者がある場合は、指定を受けることができない。

6 説明会の実施

現地において募集に係る説明会を開催するので、参加希望者は令和8年7月17日（金）午後5時00分までに下記の連絡先に電話等で申し出ること。

- (1) 開催日時 令和8年7月24日（金）13時30分～14時30分

- (2) 開催場所 県民福祉プラザ（青森市中央三丁目20番30号） 3階 共用研修室

7 質問事項の受付

- (1) 質問方法 令和8年7月10日(金)～7月24日(金)午後5時00分までに質問書(様式は自由)に記入のうえ、FAX又は電子メールで下記の連絡先に提出すること(電話での質問は受け付けない)。
- (2) 回答方法 令和8年7月31日(金)に県のホームページにおいて公表する。

8 申請書等の提出

- (1) 提出期間 令和8年8月3日(月)から令和8年8月31日(月)までの間の、午前8時30分から午後5時00分までの間(ただし、県の休日を除く。)
- (2) 提出方法 下記の提出先まで持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は8月31日(月)必着とする。
- (3) 提出部数 正本1部、副本7部を提出すること。

9 連絡先及び申請書提出先

〒030-8570 青森市長島一丁目1-1
青森県健康医療福祉部健康医療福祉政策課地域福祉推進グループ(青森県庁北棟6階)
電話:017-734-9281(直通)
FAX:017-734-8085
E-mail:kkenkofu@pref.aomori.lg.jp

10 留意事項

- (1) 県が必要と認める場合は追加資料を求めることがある。
- (2) 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は指定管理者の決定の公表等に必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとする。なお、提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (3) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とする。
- (4) 県の業務上の必要により、応募の事実に係る情報を県の機関において利用する場合がある。

V 指定管理者の候補者の選定

1 選定方法

- (1) 県民福祉プラザ指定管理者審査委員会において、下記の選定基準に基づき書類審査及び必要に応じてヒアリングによる審査を行う。
- (2) ヒアリングの実施日時等は、別途通知する(令和8年9月中旬実施予定)。
- (3) 審査の結果は、令和8年9月下旬頃に書面で通知する。
- (4) 県は第1順位の申請者と細目的事項について協議を行い、適正と認められた場合は指定管理者の候補者に決定する。なお、第1順位の者が適正と認められないときは、次順位の者を第1順位とし、同様に協議を行う場合がある。

2 選定基準

選定基準の項目	審査基準の項目	内容	配点
1 県民の平等な利用の確保	(1) 施設の設置目的及び県が示した管理の方針	①施設の設置目的を理解しているか	10
		②申請者が提案した管理運営方針は県が示した管理の方針に沿っているか	
		③団体の経営モラルは適切か	
	(2) 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果		
		①業務等の内容が設置目的等に即しているか	
		②社会的弱者等への配慮はされているか	

2 施設の効用の最大限の発揮	(1) 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	①年間の広報計画の内容はどうか ②利用者の増加を図るための取組内容はどうか	35
	(2) サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	サービスの向上及び利用者満足度を高めるための取組内容はどうか	
	(3) 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	①施設管理、安全管理は適切か ②維持管理は効率的に行われているか ③状況に応じた感染症対策を取っているか	
3 施設の効率的な管理	施設の管理運営に係る経費の内容	提案額の得点	10
4 施設の管理を適正かつ安定して行う能力	(1) 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	①収入、支出の積算と事業計画との整合性は図られているか	35
		②収支計画の実現可能性はあるか	
	(2) 安定的な運営が可能となる人的能力	①人員体制は十分か	
		②職員採用、確保の方策は適切か	
		③職員の指導育成、研修体制は十分か	
(3) 安定的な運営が可能となる経理的基盤	団体の財務状況は健全か		
(4) 個人情報の適正な取扱いの確保	①適切な情報管理体制が整備されているか		
	②職員に対する周知が十分なされる内容か		
(5) 類似施設の運営実績	類似施設を良好に運営した実績はあるか		
5 自主事業の実施	施設の設置目的に合致した事業の実施	自主事業の企画提案が充実しているか	10

※審査の結果、総合得点が同点となった場合は、指定管理料の提案額が最も低い提案者を上位順位者として決定する。

3 選定審査対象からの除外

申請者が次の要件のいずれかに該当した場合は、当該申請を選定審査の対象から除外する。

- (1) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (3) この要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (4) 提出書類の提出期限を超過してから提出書類が提出された場合
- (5) 本募集について複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出した場合
- (6) 提出書類の提出後に事業計画書の内容を大幅に変更した場合
- (7) その他不正行為があった場合

4 選定結果の公表

選定結果は、指定管理者の候補者名及び選定理由並びに選定基準に基づいた各申請者(候補者以外の申請者名は匿名)の得点、順位を県のホームページで公表する。

VI 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、令和8年11月定例会(予定)の議決を経て、指定管理者に指

定される。

2 協定の締結

業務内容に関する細目的事項、県が支払う委託料に関する事項、管理の基準等に関する細目的事項等については、指定管理者と県との間で協定を締結する。

なお、協定は指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結する。

3 履行保証

指定管理者は、県との協定に当たっては、青森県財務規則（昭和39年3月31日青森県規則第10号）第159条に規定する契約保証金の取扱いに準じ、指定管理料（当年度額）の100分の5以上の保証金を納めなければならないものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

- (1) 指定管理者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他法律の規定に基づき設立された公益を目的とする事業を行う法人を相手方とする随意契約による場合。

この履行保証金は、指定管理者の指定の取消し等を行った場合には、その全部又は一部について県に帰属するものとし、指定期間が満了した場合には、指定管理者に返還するものとする。

4 その他

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、県は指定を取り消し、協定を締結しないことができる。

- (1) 募集要項に定めた応募資格に掲げる要件を欠くこととなったとき。
- (2) 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実でないとき。
- (3) 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

Ⅶ その他

令和7年度より施設改修工事を実施しており、今後視覚障害者情報センターの移転、新規入居団体の入居及び貸館施設の変更が予定されていることに留意すること。